

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県ツキノワグマ接近警戒システム開発・検討業務

(2) 業務の内容

本件業務は、ラジオテレメトリー調査の原理を利用して、放獣したツキノワグマに装着した発信器からの電波を受信し、最終的にはその個体の位置を特定して地域住民にその位置情報を随時提供するシステムを開発するための検討業務である。

本件業務では、ツキノワグマ接近警戒システムの基本構造の概略の検討を行うとともに、当該システムの完成に向けて、当該システムの基本設備である固定受信局の開発及び試作品の制作を行う。

なお、その詳細は、鳥取県ツキノワグマ接近警戒システム開発・検討業務に係る企画提案説明書（以下「提案説明書」という。）及び仕様書によるものとする。

(3) 履行場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部公園自然課ほか

(4) 履行期間 契約の日から平成24年3月21日まで

(5) 予算額 7,665千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次の掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良若しくは電気通信サービス又は電気通信機器類の電気通信機器に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月9日（木）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成23年5月31日（火）から本件業務の委託に係る契約を締結するまでの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から企画提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

オ 県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有していること。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ この公募型プロポーザルに共同企業体の構成員として参加していないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が、(1)のア及びウからカまでの全てに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のイの要件に該当すること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する共同企業体の構成員であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月9日（木）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

- ウ 2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 各構成員が、この公募型プロポーザルに単独で又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。
- オ 各構成員の共同企業体への出資比率が、30パーセント以上であること。
- カ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

3 参加表明書等の審査

- (1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、提案説明書に基づき参加表明書その他必要となる書類（以下「参加表明書等」という。）を平成23年5月31日（火）から平成23年6月9日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の(1)の担当部局に提出すること。
- (2) (1)により提出された参加表明書等を審査した結果、2の資格を有していないと判断された者については、企画提案書の提出を受け付けられないものとする。この場合、その者に対しては、平成23年6月15日（水）までにその旨を通知する。

4 企画提案書の評価

- (1) 参加表明書等を提出した者（2の資格を有していないと判断された者を除く。）は、提案説明書に基づき、企画提案書を平成23年6月15日（水）から同月28日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の(1)の担当部局に提出すること。
- (2) (1)により提出された企画提案書は、鳥取県ツキノワグマ接近警戒システム開発・検討業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において策定された評価項目、評価基準及び評価方法に基づき、各委員が評価を行う。なお、評価基準、評価方法及び評価委員会の委員は、公表しない。
- (3) 次に該当する企画提案書を提出した者及び企画提案書を提出した後に2の資格を有しないことが判明した者は、失格とする。なお、失格者には、速やかにその旨を通知する。
 - ア 1に掲げる事項、提案説明書及び仕様書に適合しないもの
 - イ 評価委員会において策定された評価項目のうち必須とされたものが明確に記述されていないもの
- (4) 企画提案書を提出した者のうち失格者以外のものは、企画提案書の提出期限の概ね1週間後の別に通知する日に、評価委員会に対するプレゼンテーションを行う。
 - なお、プレゼンテーションに欠席した者は、失格とする。

5 最優秀提案者の決定

- (1) 評価委員会において、各委員はあらかじめ定めた評価項目、評価基準及び評価方法に基づいて、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価して採点する。
- (2) 各委員の評価点を合計した得点が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。
- (4) 最優秀提案者として選定された者及び最優秀提案者として選定されなかった者には、別途通知する。

6 担当部局等

(1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県生活環境部公園自然課自然環境保全担当
電話番号 0857-26-7872
ファクシミリ 0857-26-7561
電子メールアドレス kouenshizen@pref.tottori.jp

(2) 入札参加資格の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話番号 0857-26-7433

(3) 提案説明書等の交付

提案説明書その他の資料は、平成23年5月31日（火）午後1時から同年6月9日（木）の午後5時までの

間にインターネットの鳥取県生活環境部公園自然課ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>) から入手するものとする。

(4) 提出の方法

参加表明書、企画提案書その他この公募型プロポーザルに関して県に提出する書類は、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。なお、送付による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは5の(3)による順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

- (1) 参加表明書等の提出は、参加の意向及び参加資格を確認するものであって、参加表明書等の提出があっても、企画提案書の提出者として選定されるとは限らない。
- (2) 参加表明書等その他提出された書類は、返却しない。
- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (4) 提出された参加表明書等は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、提案者に帰属するものとする。
 - イ 委託業者として選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (6) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) 詳細は、提案説明書による。